



文書番号 RFT-02

*2017年2月改訂（第2版）（新記載要領に基づく改訂）
2016年2月作成（第1版）

医療機器届出番号：13B1X10209000847

機械器具 58 整形用機械器具

一般医療機器 脊椎手術用器械 70963001

A R I A インターボディケージ用手術器械2

【警告】

※ 本品を用いて側方又は前方側方進入椎体間固定術を行う際には、以下の条件を満たすこと。

- ・脊椎脊髄外科手術の専門知識、及び LLIF (Lateral Lumbar Interbody Fusion; 側方進入椎体間固定術) の知識を有し、関連学会指定のトレーニングを受けた医師のみ使用すること。
- ・合併症発生時の緊急対応可能な体制を有する施設、又は緊急対応可能な体制を有する保険医療機関との連携が整備された施設で、本品が用いられること。

【禁忌・禁止】

(併用医療機器)

- ・他社製品（指定製品以外）との併用はしないこと（「相互作用」の項参照）

【形状・構造及び原理等】

1. 組成

ステンレス鋼、合成樹脂

★ステンレス鋼にはニッケルが含まれている。

2. 形状・構造及び原理等

本添付文書に該当する製品の製品名、製品（カタログ）番号、サイズ等については包装表示ラベル又は本体の記載を確認すること。

【原理】

脊椎固定術等の脊椎手術のために用いる手動式の手術器械である。本品は再使用可能である。

【使用目的又は効果】

脊椎固定術等の脊椎手術のために用いる手術器械をいう。手動式のものに限る。本品は再使用可能である。

【使用方法等】

1. 使用前

本品は未滅菌品のため、使用に際しては必ず洗浄を行い下記の条件又は各医療機関により検証され確証された滅菌条件により滅菌を行う。

標準的滅菌条件：高圧蒸気滅菌法

滅菌タイプ	プレバキューム	重力置換
滅菌温度 (°C)	132	132
滅菌時間 (分)	4	15
乾燥時間 (分)	45	30

2. 使用方法

使用方法については必ず手術手技書を参照のこと。

3. 使用方法等に関する使用上の注意

- 表面の損傷や機械器具形状の変更を防ぐ為、各機械器具は丁寧に取り扱うこと。
- ドリルや切断用の機械器具は鋭利であること、縫結用機械器具はその縫結部が摩耗していないこと、計測機能付き機械器具は目盛が認識可能であることを確認する。
- 術前に、手術に必要な各機械器具が組み合わせて機能することを確認すること。
- 術中、インプラントと機械器具又は機械器具同士がしっかりと接続されていることを繰り返し確認すること。
- 中空構造を有する機械器具においては、術前、術中及び術後常に中空部分の清潔さを確認すること〔骨屑等が堆積し、ドリル等が抜けなくなることがある〕。

- 6) 術野内で整復する際に機械器具に対して治療部位以外が損傷を受ける原因になるような過度な力をかけないようにすること。

- 7) 滅菌時間中、推奨する滅菌温度が維持されていることを担保するために、オートクレーブのバリデーション及び定期的な検査を行うこと。

- 8) 紙フィルターの滅菌コンテナーを使用する場合は、滅菌毎に新しいフィルターを使用することを推奨する。

- 9) 標準的滅菌条件に従って滅菌した後に、滅菌コンテナー又は機械器具の内外に水分が残っている場合、乾燥させた後に再度滅菌すること。

- 10) 本品及び併用する機械器具を椎間板や椎体内へ挿入する際は、神経及び血管を損傷しないよう、必要に応じて術野の開大、目視による神経根の確認を行い、目視による神経根の確認を行い、慎重に行うこと。神経・血管・椎体等を損傷した際には、止血等の処置を行い、経過観察を十分に行うこと。

【使用上の注意】

1. 重要な基本的注意

- 1) 本品の原材料はインプラントを目的としたものではない。本品が破損した場合、術後合併症が起こる可能性があるため、破片が体内に残らないようにすること。
- 2) 生命の維持に必要不可欠な重要臓器、神経、血管の近くで機械器具を使用する場合は特に注意すること。
- 3) インプラントを抜去する際には、インプラントを挿入した際に用いた機械器具、又は該当するインプラントの抜去用の機械器具を使用すること。

2. 相互作用（他の医薬品・医療機器等との併用に関する事項）

(1) 併用禁忌（併用しないこと）

医療機器の名称等	臨床症状措置方法	機序・危険因子
他社製品（指定製品以外）	摩耗、緩み、摩耗粉、破損等が発生する可能性がある。	・サイズ、形状、強度が異なるため適切な組み合わせが得られない。 ・インプラントを骨に正確に設置することができない。

3. 不具合・有害事象

以下の不具合・有害事象が発現する可能性がある。

(1) 不具合

[その他の不具合]

- 1) 本品の破損、変形、分解

(2) 有害事象

[その他の有害事象]

- 1) 本品の不適切な使用または不具合による神経障害、麻痺、疼痛
- 2) 本品の不適切な使用または不具合による血管、軟部組織、臓器、関節の損傷
- 3) 感染症
- 4) 本品の不適切な使用による髄液の漏れ、血管の圧迫
- 5) ばね付きの機械器具において、意図せばねを解放することにより生じる損傷
- 6) 術野での操作における過度な力が加わることによる損傷
- 7) 本品の不適切な使用または不具合による手術時間の延長
- 8) 骨の亀裂、骨折、穿孔
- 9) 破損した本品破片の体内留置による、アレルギー、感染症、生物学的性質の合併症、破片除去のための再手術

* 上記の項目が不具合・有害事象の全てではない。

【保管方法及び有効期間等】

保管方法：高温、多湿、直射日光をさけ室温で保管

【保守・点検に係る事項】

- 1) 本品使用前に、傷、割れ、有害なまくれ、鏽、鏽割れ、接合不良等の不具合がないか、外観検査を実施すること。
- 2) 本品使用後は、直ちに洗浄、すすぎ等の汚染除去を行った後、血液等異物が付着していないことを確認し、使用方法等欄に示す滅菌方法及び滅菌条件で滅菌を行い保管すること。

洗浄について

- 1) 汚染除去に使用する洗剤は、必ず医療用洗剤等、当洗浄に適したものを使用すること。
- 2) 洗浄装置（超音波洗浄装置を含む）を使用する場合は、鋭利な機械器具同士が接触して損傷しないよう注意すること。
- 3) 超音波洗浄装置を使用する場合は装置の取り扱い説明書に従って機械器具の隙間、嵌合部に異物等がないことが確認できるまで洗浄すること。
- 4) 洗浄後は腐食防止のため直ちに乾燥すること。
- 5) ラチエットのある機械器具はラチエットをかけずに関いた状態にすること。
- 6) ポックスロック（合わせ部、交差部）のある機械器具は開く・分解するなどすること。
- 7) 可動部の動きをスムーズにするため、水溶性潤滑剤の使用が望ましい。
- * 8) 強アルカリ／強酸性洗浄剤・消毒剤は機械器具を腐食させるおそれがあるため使用しないこと。
- 9) 洗浄及び滅菌に使用する水は出来るだけ蒸留水・脱イオン水を使用すること。
- 10) 洗浄には柔らかいブラシ、スポンジ等を使い、洗い磨き粉、金属ブラシ等は使用しないこと。
- 11) 分解可能な機械器具は分解した状態で洗浄すること。
- 12) 複雑な構造を有する機械器具は隙間部、嵌合部を柔らかいブラシ等で入念に洗浄し、異物がないことを確認すること。
- 13) 機械器具の組み立てには専用のドライバー等を使用し緩みの無いよう注意すること。
- 14) 中空状の機械器具の洗浄では、棒状のクリーナーで内部の組織・残屑を除去してから洗浄すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

日本ストライカー株式会社

連絡先電話：03-6894-0000（代表）